

困っている・悩んでいる ことはありませんか？



学校や家のこと、友達や自分のことなどで、悩んでいること、苦しんでいること、心配なことがあるときは、ひとりで悩まずに相談してください。秘密は守ります。安心して話してみてください。



子ども家庭支援センター

名前を言わないで、相談することができます。電話だけではなく直接会って相談することもできます。

電話相談したい フリーダイヤル (お金はかかりません)

0120-839-002 または 0422-55-9002

相談できる時間 月曜日～土曜日 (祝日・年末年始は休み) 午前8時30分～午後10時

直接会って相談したい 市役所の相談室で相談できます。直接会いに行くこともできます。

相談できる時間 月曜日～土曜日 (祝日・年末年始は休み) 午前8時30分～午後5時

教育支援センター

学校や友達のこと、自分や家族のこと、困ったことがあれば、相談してください。

電話相談したい 0422-60-1899 | 0422-60-1922

相談できる時間 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始は休み) 午前9時～午後5時

その他にも相談できる場所があります。

くわしくは東京都のホームページへ

東京都子どもホームページに相談窓口の一覧が掲載されています。



くわしい 版

2023年4月スタート!

MUSASHINO-SHI 武蔵野市

子どもの権利条例

すべての子どもが自分らしく、安心して暮らすことのできるまち、子どもの権利が大切にされるまちを目指して。

子ども 0歳～17歳までのすべての人

武蔵野市 子ども家庭部 子ども子育て支援課

「武蔵野市子どもの権利条例」についてくわしくはこちらへ

パソコンから



武蔵野市子どもの権利条例

スマートフォンから



編集・発行

武蔵野市 子ども家庭部 子ども子育て支援課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28 電話 0422-60-1851 ファクス 0422-51-9417

# 子どもの権利条例ができました

子ども(0~17歳)も、おとなと同じように一人の人間として「権利」をもっています。

すべての子どもは、かけがえのない大切な存在です。子どもが暮らすまちで子どもの権利を守っていくために「武蔵野市子どもの権利条例」を定めました。



## 子どもの権利とは？

子どもはおとなと同じ、一人の人間として、権利をもっています。子どもだけがもっている権利もあります。権利は人が生きるために、生まれたときからもっている大事なものです。

自分らしく、安心して過ごすことができるように、一人ひとりの権利が守られなければなりません。

## 子どもの権利条約との関係

子どもの権利は世界的な約束ごととして児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に定められており、日本も1994年に条約に入りました。武蔵野市子どもの権利条例は、世界的な条約の考え方に基づいて、子どもが暮らすまちで、子どもの権利を守っていくためのまちなルールです。



子どもの権利条約  
カードブック  
公益財団法人  
日本ユニセフ協会発行

子どもの権利条約や日本国憲法などを踏まえ市の条例は特に8つの子どもの権利を大切にしています。

- 安心して生きる権利
- 自分らしく育つ権利
- 遊ぶ権利
- 休息する権利
- 自分の意思で学ぶ権利
- 自分の気持ちを尊重される権利
- 意見を表明し、参加する権利
- 差別されずに生きる権利

# 条例の基本的な考え方と

## メッセージ



武蔵野市は、市民とともに「子どもにとって最もよいこと」を大切にする社会となることを目指し、この条例を定めています。そして、次に掲げる「子どもたちのことば」が実現できるまちを目指します。

## 子どもたちのことば

- 未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。
- わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。
- わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。
- わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。
- わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。
- そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。
- わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。
- おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。
- また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。
- わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。
- そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。



「子どもたちのことば」には、権利の主体である子どもたち自身の気持ちや願いが込められています。このことばは、中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」のメンバーが考えました。

## 中高生世代ワークショップ 「Teens ムサカツ」

未来を担う中高生世代がこれからの武蔵野市について意見を出し合うワークショップです。武蔵野市に住んでいるまたは通学している人は誰でも参加できます。



Teens ムサカツ  
紹介 WEB ページ

# 子どもにとって大切な権利

武蔵野市子どもの権利条例の内容を紹介します。

1

## 安心して生きる権利

子どもは健康に、安心して生活ができ、助けを求めることができます。



おとなは例えばこんなことをします

### いじめの防止

- いじめを受けず、安心して暮らせる環境にしています。
- いじめが起きたときにそれを解決するための仕組みをつくれます。



だれもどんな理由でもいじめ・暴力・虐待・体罰をしてはいけません

### 暴力・虐待・体罰の防止

- 子どもが暴力や虐待・体罰を受けることなく、安心して暮らせる環境をつくれます。

### 子どもからの相談

- 市は、身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることを気軽に話せる、相談の場を市民と協力してつくっていきます。
- 市は、子どもが直接相談することができる相談窓口をつくれます。
- 相談を受けた人は、子どもの秘密を守ります。



### 子どもの安全

- 子どもを犯罪や事故などから守ります。
- 育ち学ぶ施設では、事故が起きないように取り組みます。
- 育ち学ぶ施設では、事故などが起きたときには、安全を守り、同じことが起きないようにします。

※「育ち学ぶ施設」とは、市内にある、子どもが育ち、学び活動するために利用する施設をいいます。



2

## 自分らしく育つ権利

子どもは自分の思いや考えを大切にされながら、社会で生きていくための力を身につけることができます。



おとなは例えばこんなことをします

### 子ども一人ひとりに合わせた支援

- 子どもはそれぞれ、自分に必要な支援を受けることができます。

3

## 遊ぶ権利

子どもは自分の好きなことに夢中になることができ、やってみたいことにチャレンジできます。



おとなは例えばこんなことをします

### 子どもの居場所

- 子どもが自分らしくいられるさまざまな居場所づくりを進めます。
- 子どもの年齢、発達にあわせた子ども専用の居場所を用意します。
- 子どもとおとなが居場所をいっしょに利用できる工夫をします。



4

## 休息する権利

子どもは体や心がつかれたときに、休むことができ、自分らしく過ごすことができます。



5

## 自分の意思で学ぶ権利

子どもは学校やそれ以外のさまざまな場所で、自分の意思で学ぶことができます。



# 6

## 自分の気持ちを尊重される権利



子どもはあかちゃんのと時から  
その気持ちや願いをきいてもらうことができ、  
自分の将来を自分で選ぶことができます。



子どもは意見を表すことができます。

- 子どもは自由に自分の意見を伝えることができます。
- 子どもは、自分の意見と同じように他の人の意見も大切にします。
- おとなは、子どもに関係のあることを決めるときは、子どもの意見をきき、尊重します。
- 自分でうまく意見を伝えられなくても、まわりの人がその思いをくみ取り、代わりに意見を伝えます。



## 意見を表明し、参加する権利

# 7

子どもは意見をきかれ、その意見を大切にされ、  
おとなと同じように社会の一員として参加できます。



おとなは  
例えば  
こんなことを  
します

子どもの参加

子どもは、市のまちづくりに参加できます。

- 市は、子どもについての計画を決めたり、評価をするときは、おとなと同じように子どもの意見をききます。
- 育ち学ぶ施設は、子どもの意見をきいたり、子どもが運営に参加したりできるようにします。

# 8

## 差別されずに生きる権利



- 子どもは子どもであること、外国にルーツをもつこと、障害があること、性的マイノリティであることなどの理由によって差別をされず、他の人とともに生きていくことができます。

- 考え方や発言によって差別されません。



# 子どもの権利を守るために

## 武蔵野市の取り組み

### 子どもの権利を学ぶ



- 子どもが子どもの権利を知り、学ぶ機会をつくれます。
- おとなも子どもの権利について学ぶ機会をつくれます。
- 11月20日を武蔵野市子どもの権利の日として、子どもの権利を知るための取り組みを行います。

### 子どもの権利擁護委員

※令和6年度設置予定です

- 子どもの権利を守り、権利が傷つけられたときに救う人(子どもの権利擁護委員)をおきます。  
秘密は守られます。
- 子どもは、少しでもつらい、苦しいときなどは直接相談することができます。



## 子どもの権利を守るためのそれぞれの役割



社会全体で子どもを  
見守り支え、子どものために  
市などに協力する

市民

子どもの権利を守るための  
ルールや計画をつくり、  
市民や地域と協力して、  
子どものための取り組みを進める



武蔵野市

## 子どもの権利を守るために 連携・協力します

市が進める取り組みに協力し、  
施設が子どもを大切に、  
安心できる居場所になるようにしていく



育ち学ぶ施設

子どもが愛されて育つ環境を  
確保し、子どもが自分の意思  
と力で育つことを支えていく



保護者